

柏高内第22号
令和5年4月3日

市内地域密着型サービス事業所
管理者 各位

柏原市健康部
高齢介護課長

本市における地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議の取扱いについて（通知）

日頃より、本市介護保険制度の推進に多大なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
標記の件について、本市における取扱いを下記のとおりといたします。なお、この取扱いを変更する場合は、改めてお知らせいたします。

記

<運営推進会議開催にかかる取扱いについて>

『令和2年2月28日付け新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）』の問8において「開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」となっているところ、本市におきましては本年度より以下のように取り扱うこととしましたので通知いたします。

○運営推進会議については、運営基準どおりの開催を原則とする。

上記の内容について、令和5年4月1日より適用する。

※ただし、施設内の感染症まん延状況や施設における感染対策に著しく支障が生じる場合には、延期、中止等の措置を取り、本市高齢介護課まで任意の書式により文書にて報告してください。

<問い合わせ先>

柏原市健康部
高齢介護課 介護業務係
TEL 072-972-1571